

(様式 3 公表の表紙)

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案)
のパブリックコメント手続の実施について

平成 30 年 7 月
つくば市政策イノベーション部企画経営課

| | |
|------|---------------------------|
| 案件名 | つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案) |
| 募集期間 | 平成30年7月13日 ~ 平成30年8月15日 |
| 担当課 | 政策イノベーション部企画経営課 |
| 問合せ | TEL 029-883-1111 (内線)5916 |

■ 意見募集の趣旨

市が大規模事業を行う際に、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るために全庁的に取り組む基本的な方針案を作成しました。つきましては、「つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案)」を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案)
- ・つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案)の背景・経緯等
- ・つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針(案)の概要版

■ 提出方法

○ 直接持参 ・企画経営課(5階)

・各窓口センター

・各地域交流センター

※施設閉庁日を除く

○ 郵便 〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市政策イノベーション部企画経営課

○ ファクシミリ 029-828-4708

○ 電子メール pln010@city.tsukuba.lg.jp

○ ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必

ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報）については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成 30 年 9 月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、企画経営課、
 情報コーナー（庁舎 1 階）、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市大規模事業の進め方に関する基本方針（案）

平成〇年〇月

つくば市

1 背景及び目的

(1) 背景

つくば市では、これまでつくば駅前再整備などの都市基盤の整備やふれあいプラザ、市役所本庁舎、消防庁舎、小中一貫校の建設など、様々な大規模事業を進めてきました。

このような中、平成 25 年 5 月「つくば市総合運動公園事業」の検討が始まり、平成 27 年 2 月「(仮称)つくば市総合運動公園基本計画」を策定し事業を進めていく中で、同年 8 月住民投票が実施され、同年 9 月に当該事業を白紙撤回することとなりました。

これを受けて、平成 29 年 1 月当該事業の調査・検証を行うため、総合運動公園事業検証委員会を設置し、同年 4 月に当該事業の検証結果報告書が提出されました。この報告書では、今後の市政運営に関して 7 項目の提言がされ、今後、市が行う大規模事業の進め方に関する教訓として活用すべきとされました。

総合運動公園事業検証委員会報告書より

(今後の市政運営への提言)

- 1 大規模事業については民意の把握を適切に行い、市民の直接的な要請に基づくものではない事業については市民への説明を十分に行うこと。
- 2 事業計画、基礎的検討の段階での議会への適切な報告を行うこと。
- 3 財源、市の財政負担の程度について確実な財源と「見通し」を区別して説明すること。
- 4 大規模な土地取得等における対象選定のルール整備、プロセスの透明化を図ること。
- 5 土地取得等の契約の相手方との交渉経緯についての情報開示、説明を行うこと。
- 6 大規模な土地取得における適正な価格算定のための鑑定評価のルールを整備すること。
- 7 事業計画や用地取得の段階において、「事業からの撤退」の検討の余地を残すこと。

(2) 目的（必要性）

行政経営の視点から効率的かつ効果的に事業に取り組むためには、様々な実施手法の検討が必要となります。特に、大規模事業は、市民の関心が高い上、市の財政や市民生活への影響も大きく、大規模な土地の購入や建築物の整備などは、一度実施されると途中段階での方向転換が困難という特徴があります。

そのため、大規模事業の実施に当たっては、民意の適切な把握を行い、事業の必要性、妥当性等について、市民や専門家からの意見等を求めた上で、慎重に事業の対応方針を決定する必要があります。

さらに、この対応方針決定までの一連の過程を公表することで、意思形成過程の透明化を図り、市民への説明責任を果たすことが重要です。

このようなことから、市では、今後の大規模事業の進め方について、事業の意思形成過程を含めた実施過程全体の透明性の向上と効率的で効果的な事業実施を図るため、本基本方針を策定し、全庁的に取り組んでいきます。

2 大規模事業の定義

大規模事業とは、市が事業主体となって実施する事業で総事業費（用地取得を含む。）が10億円以上の施設整備事業（※）とします。

ただし、市民生活や地域経済への影響等の視点から市長が必要と判断した施設整備事業については、本基本方針の適用を受けるものとします。

※ 施設整備事業とは、学校、公園、福祉施設その他のつくば市が事業主体となって実施する全ての施設（インフラ施設（道路、橋りょう、上水道施設又は下水道施設をいう。以下同じ。）を除く。）の整備事業のことをいいます。

3 大規模事業の進め方に関する基本的な考え方

(1) 民意の適切な把握

大規模事業を進めるに当たっては、常に民意を適切に把握していくことが重要です。

そのため、市民への積極的な情報提供及び適切な市民ニーズの把握を行い、事業の目的や進め方など必要な情報を市民と共有し、互いに理解を深めながら事業を進めていきます。

このような進め方を行うことで、市民ニーズを踏まえた、市民にとって満足度の高い事業を行うことができるとともに、市民との信頼関係の醸

成が図られます。

①積極的な情報提供

市は、大規模事業を進めるに当たり、事業の進め方、必要性や効果、課題、事業実施による将来への影響など、市民に必要な情報提供を十分に行います。

さらに、市は、事業計画等を策定した際には、計画の内容（事業規模、整備場所、財源確保の見通し等）について、市民や議会に対し、適宜、適切に説明するなど必要な情報提供を行います。

特に、大規模事業の場合は、将来にわたり市の財政負担が大きくなることが予想されることから、事業に要する財源については特定目的基金などの確実なものや補助金や市債などの「見通し」として充てられる可能性のあるものを区別するとともに、費用対効果などから事業実施の妥当性などを明らかにします。

②適切な市民ニーズの把握

市は、常に市民の声に耳を傾けるとともに、住民説明会やワークショップ、アンケート調査など、事業の目的や内容に応じた有効な手法を選択し、幅広い市民参加を求めることで、適切な市民ニーズの把握を行います。また、市は、市民が積極的に意見を述べることができるよう、一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせるなど、潜在的な意見も含め、より多くの市民ニーズの把握を行います。

③市民とのコミュニケーションを図るための環境づくり

市民ニーズに即した事業を行うためには、市民とのコミュニケーションを図るための環境づくりも重要であることから、次の点に留意します。

ア 市民からの意見・要望を適切に把握する十分な機会と期間の確保

市は、市民が自らの意見等を表明するための機会と期間を確保することで、市民とコミュニケーションを図り、フィードバックを受けながら、企画・立案を行い、より市民ニーズに即した事業に繋げていきます。

イ 市民からの意見・要望に対する真摯な対応

市は、市民意見等を尊重し、寄せられた意見等を十分に考慮して判断します。また、意見等が採用できない場合には、その具体的な理由

を丁寧に説明します。

(2) 事業の客観性及び透明性の確保

大規模事業の実施に当たり市民の理解を得るためには、事業の客観性を高め、事業内容を市民ニーズに即したものとしていくことが重要です。

市は、大規模事業の着手の妥当性を検証し、市としての対応方針の決定に資するとともに、意思形成過程の透明化を図るため、外部有識者等による大規模事業評価制度を導入します。

また、事業の途中段階において、大幅な事業計画等の変更があった場合には、再評価を実施します。

さらに、再評価において、事業内容が市民ニーズに即したものでないと判断された場合には、事業の途中であっても、「事業の見直し」や「事業からの撤退」を検討します。

① 事業評価の考え方

事業の果たす役割（目的）を踏まえ、事業による様々な効果・影響等について整理し、論理的・客観的に評価します。

評価を実施するに当たっては、別表第1で定める評価の視点を設けて実施します。

用地の確保を要する場合は、場所の選定方法（複数の候補地を設けて適正に選定しているかなど）及び用地の確保形態（取得や借地などの手法について検討しているか）について合理的かつ現実的な判断に基づいて行われているかなどを評価します。

なお、大規模事業評価の対象外とする事業は、別表第2のとおりとします。

② 評価結果の公表

事業評価の結果をはじめとする評価に関する一連の情報を公表し、市の説明責任を徹底することで、事業の進め方の透明性の向上を図ります。

また、評価の結果、実施する事業において用地を取得する場合、土地の鑑定評価については、統一的な考え方に基づき、公正かつ適正に行います。

別表第1

- | | | |
|---|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 事業の必要性 | 市が担う必要性及び実施する必要性 |
| 2 | 事業の妥当性 | 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性 |
| 3 | 事業の優先性 | 事業の着手時期の適切性 |
| 4 | 事業の有効性 | 経済波及効果、市民生活の利便性向上等 |
| 5 | 事業の経済性 ・効率性 | 費用（維持管理費及び運営費を含む。）の適切性及び事業採算性 |
| 6 | 地域への対応 | 周辺環境及び景観との調和並びにこれらへの配慮、市民への説明・情報共有等 |

別表第2

- 1 災害復旧事業
- 2 既に都市計画決定されている事業
- 3 インフラ施設の整備事業と不可分な事業
- 4 公共施設の維持・修繕事業及び耐震改修事業
- 5 法令等により事業の実施が義務付けられている事業
- 6 国、県等と共同で実施する事業
- 7 前各号に掲げるもののほか、市民生活や地域経済への影響を及ぼすおそれがあるため緊急を要すると市長が認める事業